

3. 剰余金処分案は「定款」に違反していませんか？

剰余金処分案作成にあたっては、定款に記載の通り「法定利益準備金」及び「特別積立金」を積み立て、事業協同組合、協同組合連合会及び商店街振興組合にあっては「法定繰越金（教育情報繰越金）」を繰り越す処理を必ず行ってください。

この処理を適正に行っていないため「法」及び「定款」違反となり、国・県等の中小企業施策の支援、表彰及び官公需適格組合等が受けられません。

また、昨年度の決算関係書類提出時に「株主資本等変動計算書」を提出されている組合がありました。会社法では、利益処分案に代わり「株主資本等変動計算書」が計算書類の1つとされていますが、組合では会社のように「株主資本等変動計算書」を作成する必要はありません、今まで通り「剰余金処分案（又は損失処理案）」を作成が義務づけられています。ご注意ください。

(1) 剰余金処分案について

剰余金処分案とは、決算によって当期利益が算出され、前期繰越利益若しくは前期繰越損失を加減した金額を処分又は処理するために作成するものです。剰余金処分、損失てん補に当たっては、法令及び定款の規定に従って作成しなければなりません。

(2) 剰余金処分の方法

組合法及び定款に定められている積み立ては、当期利益（繰越損失を控除した金額）を基にして行わなければなりません。当期利益（繰越損失を控除した金額）の金額が少額であっても積み立てを行います。

<剰余金処分案と損失処理案のどちらかを作成するか>

	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
当期末剰余金	1	△1	△2	△2
組合積立金取崩	0	1	3	0
剰余金処分額	1	0	0	0
次期繰越剰余金	0	0	1	△2

ケース1・ケース3は剰余金処分案を作成、ケース2・ケース4は損失処理案を作成

(3) 法定利益準備金

組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければなりません。なお、損失のてん補以外には取り崩してはいけません。なお、非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。

(4) 特別積立金

定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければなりません。

(5) 教育情報費用繰越金（法定繰越金）

教育事業を実施している組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り起さなければなりません。なお、商工組合、企業組合、協業組合の場合は、教育情報費用繰越金の規定はありません。

なお、出資配当や事業利用分量配当を実施する組合については、これらを控除した後でなければ配当できないこととなっています。

4. 定款変更認可、登記を忘れていませんか？

事業を追加する、役員の定数を増加するなど通常総会において定款変更が議決された場合は定款変更認可申請書を作成し、中央会を経由して所管行政庁へ提出し、認可を受けることが必要です。内容によっては総会決議前に所管行政庁との協議が必要となる場合もありますので、議案として総会に提出する前に中央会にご相談下さい。総会決議後に問題が生じ、認可申請提出が出来ないケースもあります。

昨年より、代表理事、名称、地区、公告の方法、事業、出資の総口数及び払込済出資総額、事務所移転等の登記申請は、山形地方法務局のみで受付けることになりました。代表理事が再選された場合にも登記申請をしなければなりません。登記を怠りますと、登記懈怠となり過料が科せられますので十分注意して下さい。

なお、組合の登記に係る登記事項証明書、印鑑証明書発行事務は、引き続き地域の法務局にて可能です。

(法人登記に関する問合せ先)

〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方法務局登記部門 TEL023-625-1321(代)